

転出される方へ

問合せ

笠岡市総務部税務課市民税係 ☎ 0865-69-2116

〒714-8601 笠岡市中央町1番地の1

市外へ転出されると、今までお納めいただいていた市税等について変更が生じる場合がございますので、下記のとおりご案内いたします。

対象項目	ご案内内容	
市民税・県民税	本年1月1日に笠岡市にお住まいの方は、その後転出されても笠岡市に納付していただくことになります。(手続き不要)	
軽自動車税種別割	原付バイク(125cc以下), ミニカー, 小型特殊自動車(トラクター等)	笠岡市または転入先の市区町村で廃車の手続きを行った後, 転入先の市区町村で新たに登録の手続きをしてください。
	軽四輪及び軽三輪	転入先の軽自動車検査協会にて住所変更の手続きをしてください。
	軽二輪(125cc超~250cc以下) 二輪の小型自動車(250cc超)	転入先の運輸支局にて住所変更の手続きをしてください。
国民健康保険税・ 介護保険料・ 後期高齢者医療保険料 の精算	笠岡市からの転出により, 笠岡市の保険資格がなくなった場合, 手続きをされた月の翌月に郵便で精算した保険税(料)をお知らせする予定です。 なお, 年金から保険税(料)を天引き(特別徴収)している場合, 転出後に保険税(料)が年金天引きされることがありますが後日精算します。	